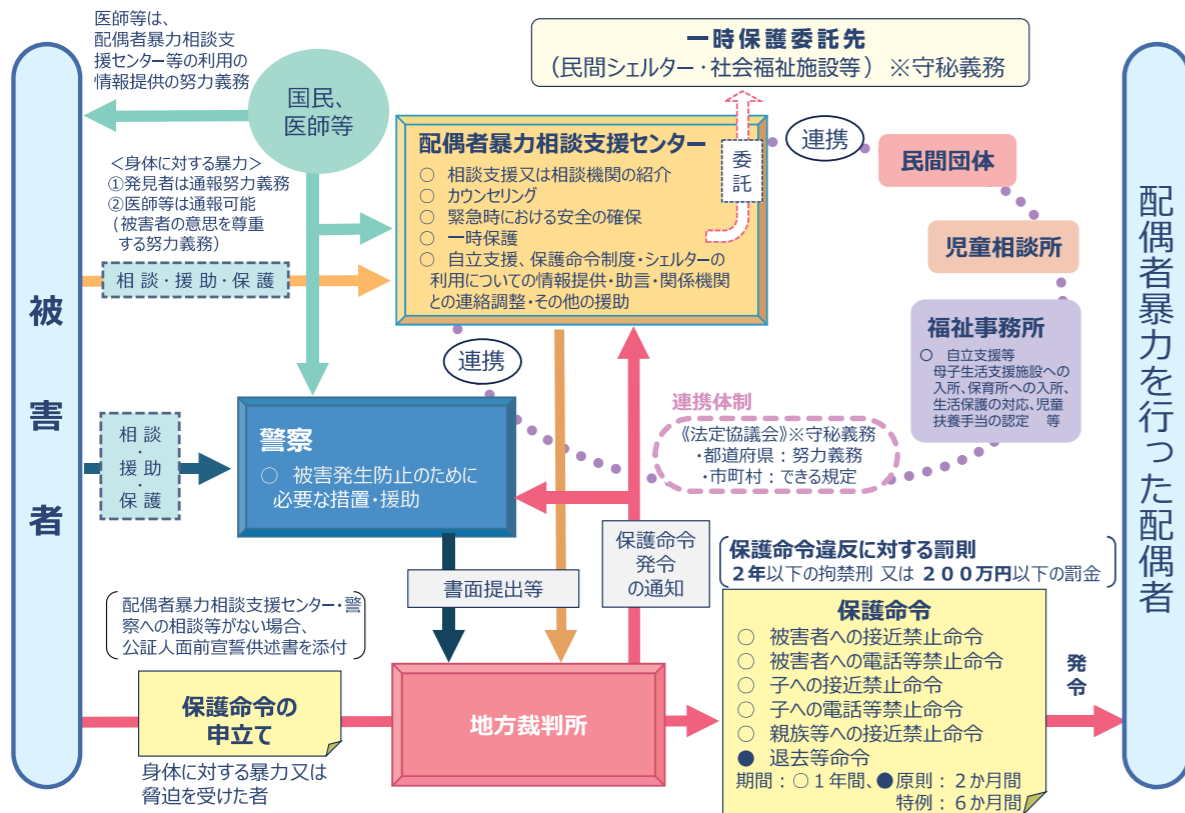


配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】



- あなたがDVで苦しんでいたら、一人で悩まず、勇気をもって相談をしてください
- あなたの周りでDVに苦しむ人がいたら、思いを受け止め「あなたは悪くない」と声をかけ、相談機関の情報を伝えてください

DVの相談窓口 ※男性DVや性的マイノリティの被害者からの相談も受け付けています

県の相談窓口

機関名	電話番号	受付時間等
島根県女性相談センター（松江） 《配偶者暴力相談支援センター》	0852-25-8071	月～金曜日 8：30～17：00
島根県女性相談センター西部分室（大田） 《配偶者暴力相談支援センター》	0854-84-5661	土・日曜日 8：30～12：00 13：00～17：00
出雲児童相談所	0853-21-8789	※但し、土日は女性相談センター（松江のみ） （祝日、休日、年末年始を除く）
浜田児童相談所	0855-28-3434	
益田児童相談所	0856-31-1886	
中央児童相談所隠岐相談室	08512-2-9810	

警察の相談窓口

島根県警察相談センター #9110
(0852-31-9110)

全国共通ダイヤル

DV相談ナビ #8008

※お近くの配偶者暴力相談支援センターへつながります。

※上記のほか、県内の各市町村にもDVの相談窓口があります。

プラス DV相談+（24時間対応）0120-279-889

※専門の相談員と一緒に考えます。チャット相談（12：00～22：00）もあります。多言語対応等を行っています。



島根県DV対策基本計画（第5次改定）の全文は県のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/josei_soudan/konnanjoyousei_keikaku2024.html



島根県健康福祉部青少年家庭課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL. 0852-22-6393 FAX. 0852-22-6045

島根県DV対策基本計画

第5次

令和8年度 ▶ 令和10年度
(2026) (2028)

パープルリボン は女性に対する暴力根絶のシンボルです

基本理念

（島根県が目指す方向）

- 1 DVを生まない社会
- 2 DV被害者の人権が尊重される社会
- 3 DV被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会

DV（配偶者等からの暴力、ドメスティック・バイオレンス）は、単なる「家庭の問題」ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

多くの被害者は女性ですが、それは社会における男女の立場や経済格差など、構造的な問題が背景にあります。女性が自由に、自分らしく生きるためには、DV根絶に向けた社会全体での取組が欠かせません。

一方で、DV被害は、女性だけに起きるものではありません。男性、外国人、高齢者、障がい者も被害を受けます。また、同性カップル間での暴力も起きています。

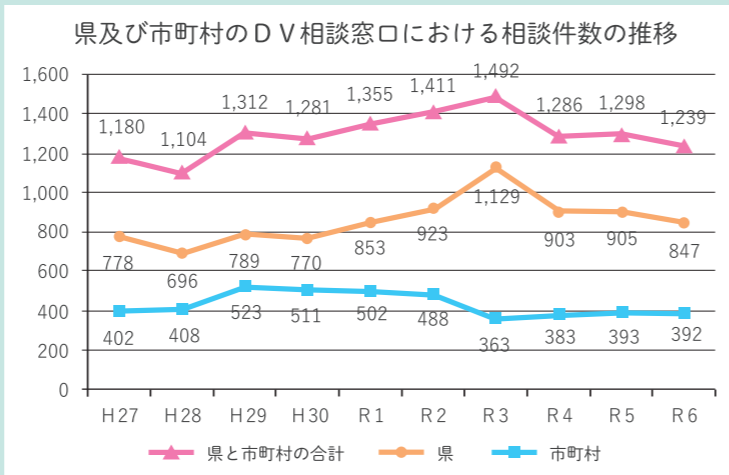
さらに、身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力が複合的に、繰り返して行われることも多く、被害はより複雑で深刻になりやすく、暴力を目の当たりにして育つ子どもにも深い心理的影響を残します。

私たちは、誰もが被害者になる可能性があり、県民一人ひとりがDVを他人事ではなく、社会全体の問題であるという認識と、社会のあらゆる場面で「暴力を生み出さない、許さない」という強い意識を持つことが必要です。

島根県

島根県におけるDVの現状

DVの相談件数（延べ件数）は、県と市町村の合計が令和3年度をピークに近年は減少していますが、依然1,200件を超えており、高止まりしている状況です。



DVとは

配偶者や事実婚・パートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます



身体的暴力

- ・なぐる
- ・ける
- ・突き飛ばす
- ・物を投げつける など

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・お金の使い方を監視する など

精神的暴力

- ・大声でどなる
- ・無視して口をきかない
- ・馬鹿にする など

社会的暴力

- ・行動を監視する
- ・スマホをチェックする
- ・友人との付き合いを制限する など

性的暴力

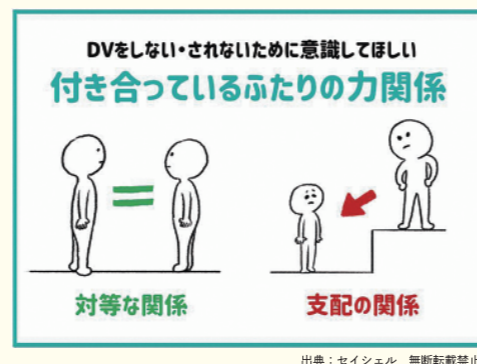
- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない など

知っていますか「デートDV」

「デートDV」は、大人の恋人同士だけでなく、中学生、高校生、大学生などの若い恋人同士の間でも起こっています。

デートDVが起こる原因

- 「相手はこうあるべき」という無意識の偏見・思い込み
 - ・「男らしさ」「女らしさ」といった偏った性の役割分担意識へのとらわれ
 - 二人の「関係性」に対する考え方
 - ・暴力を軽くみたり、容認するあやまった風潮や考え方の正当化
 - ・恋愛は「素敵」「素晴らしい」もの、DVなんてあるはずがないという思い込み
 - ・恋愛は「特別な関係」、好きな人を独り占めしたい、束縛したいという思いが高じて暴力によって相手を思いどおりにコントロール（支配）しようとする
- など、様々な要因が考えられます。



第5次改定計画における基本目標・主な施策

基本目標	主な施策	現状値(R7年)と目標値(R10年度)
I DVを生まない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村、民間団体で構成する法定協議会を設置し、計画の推進と進捗管理を実施 ・幼少期から発達段階に応じた予防教育の実施 ・「生命(いのち)の安全教育」を推進 ・男性、外国人、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等の被害者が相談しやすい環境づくり 	<p>予防教育を実施している学校の割合</p> <p>(現状値) 70.9% (目標値) 82.5%</p> <p><small>* 青少年家庭課調べ</small></p>
II DV被害者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・発見から相談までの確実なつなぎ ・相談支援体制の強化と性暴力被害者支援センターと連携した性的DVへの適切な対応 ・被害者のニーズに対応した一時保護委託先の拡充 ・保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化等への対応 ・加害者プログラム等の実施に向けた環境整備 	<p>DV被害者が相談した割合</p> <p>(現状値) 50.0% (目標値) 60.0%</p> <p><small>* 令和7年度島根県男女共同参画に関する県民の意識実態調査</small></p>
III DV被害者の暮らしを支える地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の自立支援のために被害者が納得して意思決定ができるよう相談支援員の専門性の向上等による適切な対応 ・市町村における法定協議会の設置による連携支援体制の充実 	<p>法定協議会を設置している市町村の数</p> <p>(現状値) 6市町村 (目標値) 全市町村</p> <p><small>* 青少年家庭課調べ</small></p>
IV 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・DVセンター^(※)が要保護児童対策地域協議会に参画するなど児童虐待対応機関との連携強化 ・民間団体に対して法定協議会への参加促進、一時保護委託先としての活用検討、研修の相互参加を促進 	<p>DVセンター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合</p> <p>(現状値) 61.5% (目標値) 100%</p> <p><small>* 青少年家庭課調べ</small></p>

(※)DVセンターとは配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条）のことをいう。